

# 重 要 事 項 説 明 書

## 1、施設経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 雪野会       |
| (2) 法人所在地 | 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 632 |
| (3) 電話番号  | 0748-57-2100     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 寺嶋 嘉孝        |
| (5) 設立年月日 | 平成7年4月1日         |

## 2、ご利用施設

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類    | 軽費老人ホーム  |
| (2) 施設の目的    | 食事、入浴等日常生活サービスの提供、および生活相談に応じ、生きがいづくり、健康保持に努め、安心して心豊かな高齢期をすごしていただくことを目的とする。 |
| (3) 施設の名称    | 万葉の里ケアハウス  |
| (4) 施設所在地    | 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 632   |
| (5) 電話番号     | 0748-57-2100   |
| (6) 施設長（管理者） | 角 光治   |
| (7) 入所定員     | 15名  |

## 3、居室の概要

- |      |      |
|------|------|
| 個室   | 11部屋 |
| 2人部屋 | 2部屋  |
| 食 堂  |      |
| 職員室  |      |
| 相談室  |      |
| 洗濯室  |      |

## 4、入居資格

- 60歳以上（60歳以上の配偶者と利用する場合は、それ以下でも可）の方で、身体機能の低下があっても日常生活の行動が自立している人。また車椅子を利用している方でも自立している方は対象となる。
- 利用者は、独居又は夫婦暮らしで高齢のため自宅で生活することに不安のある方、家族による援助を受けることが困難な方。

## 5、職員配置

- |           |    |
|-----------|----|
| 施設長（管理者）  | 1名 |
| 主任相談員     | 1名 |
| 介護職員（非常勤） | 1名 |

※ 特別養護老人ホーム併設のため、看護職員は必要に応じて訪室する。

## 6、利用料金

### 〔1〕生活費（食費を含む）

国の示す「軽費老人ホームの設備及び運営について」に示す基準による。

〔2〕事務費（人件費、一般物品費、光熱燃料費等）

利用者の前年度の収入により決定します。

国の示す「軽費老人ホームの設備及び運営について」に示す基準による。

〔3〕夫婦で利用される場合は、生活費は2倍、事務費は、夫婦の収入合計の2分の1をそれぞれの収入として事務費を算出します。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額について、30%減額した額とする。この場合100円未満切り捨てとする。

事務費階層表別添参照

〔4〕個別利用料

(1) 個室で使用する電気利用料

(2) 家賃 1人部屋17,000円／月 2人部屋26,000円／月

割増料 2人部屋を1人で使用の場合 5,000円／月

(3) 水道料 1ヶ月2,000円（定額）

(4) 駐車料金 4,000円（定額）

(5) 入所保証金 300,000円 一括若しくは分割

(6) 個室に電話を設置することは可、料金は個人負担

(7) 通常の食事以外の食品

・パン食（パンのみ） 1食 110円

・〃（パン+牛乳） 1食 210円

・栄養補助食品 1食 275円

(8) その他、個人負担になる費用

〔5〕サービス内容

(1) 食事の提供

(2) 入浴の準備

(3) 生活相談および助言

(4) 緊急時の対応

(5) 自主活動への協力

(6) 在宅福祉サービス、在宅保健に関し連絡調整の便宜を図る

(7) 買い物等の付き添い

(8) 趣味の会等の催し

6、苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付窓口

担当者 生活支援相談員 小倉 良子

受付時間 随時

苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

蒲生郡竜王町小口 3 番地

竜王町役場 住民福祉課

電話 58-3704

東近江市市子川原 676 番地

蒲生町支所 福祉保険課

電話 55-4883

滋賀県国民健康保険連合会

大津市京町4丁目3-28

電話 077-522-2651

7、その他

介護が必要となった時や、休養が必要なときは、介護認定を受け、介護保険制度に基づき特別養護老人ホームのショートステイやホームヘルパーのサービスを受けることが出来ます。

軽費老人ホーム・ケアハウス万葉の里のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

ケアハウス万葉の里

説明者職名

氏名

印

軽費老人ホーム・ケアハウス万葉の里のサービス利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

年 月 日

入居者

住所

氏名

印

身元保証人

住所

氏名

印

身元保証人

住所

氏名

印